

## 平成24年度東庄町の財務書類(財務4表)の概要

### 1 はじめに

財務書類(財務4表)とは、企業会計に用いられる発生主義の考え方に基づいて作成された財務資料のことで、公会計では4表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書)を作成することとされています。

現在の地方公共団体の会計制度は、1年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考え方に基づいておりますが、この制度では、これまでの行政活動によって形成された道路、学校、公園等の「資産」がどのくらいあるのか、あるいはその対価として将来支払わなければならない「負債」がどのくらいあるのか、といった情報は読み取ることができません。

財務書類(財務4表)では、これらの「資産」や「負債」の状況が把握できるようになるため、より多くの財務情報を町民の皆様公表することが可能になります。

### 2 普通会計財務書類(財務4表)

#### (1) 貸借対照表(バランスシート)

H25.3.31現在(単位:千円)

| 借 方    |            | 貸 方      |            |
|--------|------------|----------|------------|
| [資産の部] |            | [負債の部]   |            |
| 1 公共資産 | 16,422,063 | 1 固定負債   | 5,435,911  |
| 2 投資等  | 2,211,625  | 2 流動負債   | 492,024    |
| 3 流動資産 | 1,743,796  | 負債合計     | 5,927,935  |
|        |            | [純資産の部]  |            |
|        |            | 純資産合計    | 14,449,549 |
| 資産合計   | 20,377,484 | 負債・純資産合計 | 20,377,484 |

貸借対照表は、町が行政サービスを提供するために保有している財産(資産)と、その資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。

資産とは、インフラ資産や施設等の有形固定資産や、出資金や特定目的基金等の投資的資産、そして現金や未収金等の流動資産など、行政サービスを提供するために保有するものや将来的にサービス提供のために用いることのできるものをいいます。

負債とは、地方債の未償還元金や退職手当引当金など、将来負担しなければならないものをいいます。資産を形成する財源としてみた場合、負債は「将来世代が負担する部分」と考えることができます。

純資産とは、資産と負債の差額であり、公共資産整備のために投入された国県補助金や一般財源等が計上されます。負債が「将来世代が負担する部分」であるのに対し、純資産は「現在までの世代が負担した部分」とみることができます。

資産総額は203億8千万円、負債総額は59億3千万円で、純資産総額は144億5千万円です。町民一人当りにすると、資産は134万7千円、負債は39万2千円となっています。

(人口は平成25年3月31日現在15,125人を使用。以下同じ)

## (2) 行政コスト計算書

H24.4.1~H25.3.31(単位:千円)

| 区 分           | 金 額       |
|---------------|-----------|
| 経常行政コスト a     | 4,166,357 |
| 1 人にかかるコスト    | 1,012,839 |
| 2 物にかかるコスト    | 1,168,519 |
| 3 移転支出的なコスト   | 1,925,675 |
| 4 その他コスト      | 59,324    |
| 経常収益 b        | 172,093   |
| 1 使用料・手数料     | 26,231    |
| 2 分担金・負担金・寄付金 | 145,862   |
| 純経常行政コスト a-b  | 3,994,264 |

行政コスト計算書は、1年間の行政活動のうち、福祉活動や保健衛生活動といった、資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの対価として得られた財源を対比させたものです。

これにより、資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するにあたって、人件費や物件費といったどのような性質の経費が用いられたか、またこれらの行政サービス提供の見返りとしての使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったか、あるいは経常行政コストと経常収益が行政目的別にどの程度あったかをみることができます。

経常行政コストは41億7千万円、経常収益は1億7千万円で、純経常行政コストは40億円です。

経常行政コストは、移転支出的なコスト(扶助費、補助費、繰出金等)が19億3千万円と全体の46.2%を占めています。

人にかかるコスト(人件費等)は10億1千万円で全体の24.3%を占めています。

町民一人当りの純経常行政コストは、26万4千円となっています。

### (3) 純資産変動計算書

H24.4.1~H25.3.31(単位:千円)

| 区 分          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 期首純資産残高      | 14,187,504 |
| 純経常行政コスト     | 3,994,264  |
| 一般財源         | 3,711,028  |
| うち地方税        | 1,357,000  |
| うち地方交付税      | 1,844,742  |
| うちその他        | 509,286    |
| 補助金等受入       | 662,608    |
| 資産評価替えによる変動額 | 0          |
| その他          | 117,327    |
| 期末純資産残高      | 14,449,549 |

純資産変動計算書は貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が、1年間でどのように変動したかを表した計算書です。

純資産の部は「現在までの世代が負担した部分」ですので、1年間で今までの世代が負担した部分がどのように増減したのかが分かることになります。

純経常行政コスト(純資産のマイナス要因)が一般財源、補助金等受入(純資産のプラス要因)を上回れば、純資産が減少し、逆に一般財源、補助金等受入が純経常行政コストを上回れば純資産が増加することになります。

東庄町では、一般財源、補助金等受入(43億7千万円)が、純経常行政コスト(39億9千万円)を上回っています。これは一般財源及び補助金等で純経常行政コストを賄いきったうえで余剰が生じるということです、結果として、将来世代への資産をさらに蓄積するか、あるいは将来世代の負担である負債を減少させることになります。

#### (4) 資金収支計算書

H24.4.1~H25.3.31(単位:千円)

| 区 分          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 1 経常的収支の部    |         |
| 経常的収支額       | 927,711 |
| 2 公共資産整備収支の部 |         |
| 公共資産整備収支額    | 277,179 |
| 3 投資・財務的収支の部 |         |
| 投資・財務的収支額    | 715,157 |
| 当年度歳計現金増減額   | 64,625  |
| 期首歳計現金残高     | 678,327 |
| 期末歳計現金残高     | 613,702 |

資金収支計算書は、歳計現金の出入りの情報を、「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」という3つの区分(活動)に分けて表示したものです。

経常的収支の部には、人件費や物件費などの支出と税収や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されます。

公共資産整備収支の部では、公共資産の整備などによる支出とその財源である補助金・借金などによる収入が計上されており、いわゆる公共事業に伴う資金の使途とその財源が表示されます。

投資・財務的支出の部には、出資、貸付、基金の積み立て、借金の返済などによる支出とその財源である補助金、借金、貸付金元金の回収などの収入が計上されており、投資活動や借金の返済による資金の出入りの状況が表示されます。

これにより、町のどのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったのかが分かるとともに、歳計現金をどのような性質の活動で獲得し、または使用しているのかを読み取ることができます。

経常収支の部で生じた収支余剰(黒字)で、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足(赤字)を穴埋め(補てん)する関係になっています。

また、東庄町では、経常的収支の黒字(9億3千万円)が、公共資産整備収支と投資・財務収支の赤字合計(9億9千万円)を下回っていますので、期首にあった歳計現金が期末で減少(6千万円)していることを表しています。

### 3 東庄町の作成方式等

作成方式 「総務省方式改訂モデル」で作成。「総務省改訂モデル」は地方財政状況調査(決算統計調査)を活用し、作成する方式です。

対象年度 平成24年度(作成基準日 平成25年3月31日)、但し、出納整理期間における出納は基準日までに終了したものとしました。

固定・流動区分 原則として、基準日の翌日から1年以内に入出金されるものを「流動資産」、「流動負債」とし、それ以外のものを「固定資産」、「固定負債」としました。

有形固定資産 昭和44年度以降の決算統計における普通建設事業費のデータを使用し、国の示す「耐用年数表」により残存価格ゼロの定額法で減価償却を行いました。